

平成27年6月12日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 副 課 長 福 島 敬 彦 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年6月12日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議会活性化調査特別委員会設置の件について
- 日程第2 討論・採決
- 追加日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明  
(議案第40号)
- 追加日程第2 議案審議  
議案第40号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 討論・採決
- 日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時29分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議会活性化調査特別委員会設置の件について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 議会活性化調査特別委員会設置の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、去る5月28日、全員協議会で協議したとおり、地方自治法第109条及び上峰町議会委員会条例第4条の規定により、10人で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。

なお、調査期間につきましては、調査終了までとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、10人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会活性化調査特別委員会につきまして、委員長に吉富隆君、副委員長に碓勝征君を選任したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に吉富隆君、副委員長に碓勝征君が選任されました。皆様の御協力をお願いいたします。

ただいま委員長に就任されました吉富隆委員長は登壇をしていただき、御挨拶をお願いいたします。

**○議会活性化調査特別委員会委員長（吉富 隆君）**

皆さんおはようございます。ただいま議員の皆さんの全員一致で議会活性化調査特別委員会の委員長として選任をいただきました。

今後につきましては、議員の皆様方の御協力をお願いさせていただきたいというふうに思っています。

この委員会につきましては、柱をきちっとした形でございます。単純に申し上げますと、議会の改革だというふうに考えております。そういったことで、今後、非常に議員の皆さん方は忙しい方ばかりだと思いますが、議会最優先ということで御理解をいただき、早速この委員会を副委員長さんと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

いろいろな問題は全協の中でお話をしたとおりでございますので、今後につきましては、議員の皆様方の御協力を賜りますように心からお願い申し上げまして、委員長の御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（大川隆城君）**

ありがとうございました。

**日程第2 討論・採決**

**○議長（大川隆城君）**

日程第2. 討論・採決。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改

正する条例)の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大川隆城君)

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大川隆城君)

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 上峰町生涯学習推進審議会設置条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大川隆城君)

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大川隆城君)

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大川隆城君)

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大川隆城君)

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 上峰町情報公開条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大川隆城君)

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ただいま寺崎太彦議員から議案第40号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。議案第40号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

#### 追加日程第1 追加議案上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

追加日程第1. 追加議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程及び提案理由の概要説明を求めます。

○5番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。それでは、議案の提出をさせていただきます。

平成27年6月12日

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 寺崎太彦

上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、標記議案を別紙のとおり提出します。

（提案理由）

上峰町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の範囲を改正する必要がある。

議案第40号

議案第40号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例

上峰町議会委員会条例（昭和50年上峰町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中

「  
振興常任委員会  
ア 企画課の所管に関するもの  
イ 建設課の所管に関するもの  
ウ 産業課の所管に関するもの  
エ 農業委員会の所管に関するもの」

を

- 「
- ア まち・ひと・しごと創生室の所管に関するもの
  - イ 財政課の所管に関するもの
  - 振興常任委員会 ウ 建設課の所管に関するもの
  - エ 産業課の所管に関するもの
  - オ 農業委員会の所管に関するもの」

に改める。

附則、この条例は、平成27年7月1日から施行する。

---

次のページに新旧対照表をつけておりますので、お目通しのほど、よろしく申し上げます。  
それでは、審議のほど、よろしくお願いたします。

**○議長（大川隆城君）**

以上で提案理由の説明を終わります。

**追加日程第2 議案審議**

**○議長（大川隆城君）**

追加日程第2. 議案審議。

議案第40号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

**追加日程第3 討論・採決**

**○議長（大川隆城君）**

追加日程第3. 討論・採決。

議案第40号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

**日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について**

○議長（大川隆城君）

委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。御協力ありがとうございました。

午前9時46分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 寺崎太彦

上峰町議会議員 漆原悦子